

平成 26 年度定期監査(後期)結果報告書

平成 26 年 11 月

港区監査委員

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき実施した平成 26 年度定期監査（後期）の結果を、同法同条第 9 項の規定により、次のとおり報告します。

平成 26 年 11 月 26 日

港区監査委員

高橋元彰

同

徳重寛之

同

清原和幸

《目 次》

第 1	監査対象部局及び実施期間	1
第 2	監査の概要	1
1	監査の主な観点	1
2	監査対象施設	2
第 3	監査の結果	2
1	指摘事項	2
2	意見事項	3

第1 監査対象部局及び実施期間

対 象	期 間
芝地区総合支所 麻布地区総合支所 赤坂地区総合支所 高輪地区総合支所 芝浦港南地区総合支所 みなと保健所	平成 26 年 9 月 1 日～9 月 26 日

第2 監査の概要

1 監査の主な観点

(1) 予算の執行について

- ア 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 予算の執行は、適法かつ合理的に行われているか。
- ウ 事務処理は、適正に行われているか。

(2) 収入事務について

- ア 調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。
- イ 徴収・収納事務は、適正に行われているか。

(3) 支出事務について

- ア 支出は、予算目的に沿って行われているか。
- イ 支出の手続きは、適正か。

(4) 現金・金券の取扱い、保管について

- ア 現金・金券の取扱いは、適正に行われているか。
- イ 現金・金券の保管・管理は、適正に行われているか。

(5) 契約事務について

- ア 契約の方法は、適正か。
- イ 権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。
- ウ 契約は、適正に履行されているか。

(6) 財産管理事務について

- ア 財産の管理は、適切に行われているか。
- イ 物品の購入は、計画的かつ効率的に行われているか。
- ウ 施設の維持管理は、適切に行われているか。

2 監査対象施設

所 管	名 称
麻布地区総合支所	西麻布保育園、西麻布児童館
赤坂地区総合支所	赤坂保育園、南青山保育園、青山保育園
芝浦港南地区総合支所	台場分室、台場保育園、台場児童館

第3 監査の結果

予算の執行、収入、支出、現金・金券の取扱い及び保管、契約、財産管理等に関する事務は、おおむね適正に行われていたと認められる。

しかしながら、一部に次のような指摘事項と意見事項が見受けられたので、今後の事務処理及び事業執行にあたっては是正されることを望むものである。

なお、軽易な事務上の誤りについては、関係職員にその都度、是正や改善を行うよう口頭で指導した。

1 指摘事項

(1) 支出の遅延について

【みなと保健所 保健予防課】

料金後納郵便8月利用分394,180円の支出を失念し、支払期限が9月30日のところ、10月9日に起票し10月10日に支出した。そのため、延滞利息1,409円が生じ、これを追加して高輪郵便局に支払った。

これは少額といえども事務処理の怠慢による区への損害である。支払遅延が起らないよう、迅速な事務処理について職員への指導を徹底するとともに、組織的な確認体制が効果的に機能するよう整備すべきである。

(2) 保守点検における施設の不良内容への対応について

【赤坂地区総合支所 管理課 南青山保育園】

平成24年3月、25年2月、26年3月に実施した消防用設備等の点検において、スプリンクラーヘッド1か所が変形し、芯ずれが生じているため交換が必要であるとの指摘が続けて行われていた。

消防用設備を正常に作動するよう維持管理することは、火災から園児の安全・安心を確保するうえで極めて重要である。保守点検における施設の不良内容に関しては早急に対処し、施設の安全管理を徹底すべきである。

(3) エレベーター故障時の対応について

【高輪地区総合支所 管理課】

高輪地区総合支所庁舎の施設管理日誌によると、平成25年9月22日(日)エレベーター7号機が、戸開不良を発生し、運転が停止され、エレベーター会社に修理依頼を行った旨の記載があった。しかしながら、区長や防災警戒待機室への事故の連絡が行われていなかった。

区の危機管理基本マニュアルによると、本事案は区長へ緊急報告を行う事案に該当するとともに、休日・夜間対応として、防災警戒待機室と所属幹部職員への報告を行うとされている。

また同マニュアルに定められている支所による事件・事故等危機情報連絡票の作成についても確認ができなかった。

事故発生時の情報連絡は極めて重要であることから、危機管理基本マニュアルに基づき、迅速で的確な対応を徹底すべきである。

2 意見事項

(1) 契約・支出にかかる証拠書類の記載用具について

【芝浦港南地区総合支所 管理課 台場児童館】

平成25年度台場児童館学童クラブ等運営経費11月分の請書兼請求書3枚(合計金額3,984円)の首標金額欄が鉛筆で記載されていた。また、納入及び検査月日欄、請求日欄もすべてが鉛筆で記載されていた。

契約や支出にかかる証拠書類を、容易に改ざん可能な鉛筆で記載することは認められない。職員の適正な事務処理を徹底するとともに事業者にも指導されたい。

(2) 不適切な証拠書類の受領について

【みなと保健所 保健予防課】

結核患者対面服薬確認及び指導業務委託4月分(25,287円)及び6月分(29,318円)の請求書の首標金額欄が鉛筆で記載されていた。

支出にかかる証拠書類を、容易に改ざん可能な鉛筆で記載することは認められない。支出

の根拠となる証拠書類は、内容を十分に確認してから受領するとともに、職員の適正な事務処理を徹底されたい。

(3) 支出に係る証拠書類の記載用具等に関する指導について

【会計室】

定期監査（後期）対象部局の平成 25 年度の支出に係る証拠書類（見積書、請書兼検査証兼請求書、納品書等）において、鉛筆や消しゴムで消せるボールペンで記載されていたものが計 218 件あった。また、会計事務規則第 23 条第 1 項のただし書は、「同一の科目に属する歳入で、日々調定をするものについては、毎月分をとりまとめ、翌月 5 日までに通知することができる。」と規定している。しかし、翌月 5 日までに通知を行っていないものが計 745 件あった。

適正な証拠書類の記載・受領及び会計事務の迅速な処理について、誤った処理をした所管課はもとより、全所管部局に対する指導を徹底されたい。

(4) 不適切な備品管理について

【芝地区総合支所 管理課】

平成 25 年度に購入した備品 495 件のうち、財務会計システムの備品台帳に保管場所が入力されていないものが 201 件（合計金額 37,802,201 円）あった。

備品は区民の貴重な財産であることから、適正な備品管理に努められたい。

(5) 不適切な備品管理について

【みなと保健所 保健予防課】

平成 25 年度に購入した備品のうち台車、投光器、診療用テント、送風機、発電機の各 6 台（合計金額 4,022,802 円）は、財務会計システムの備品台帳に保管場所を「区内病院」として登録しており、備品がどの病院にあるのかが不明であった。

当該備品は、災害時等に医療機関で使用する重要な備品であり、適正な管理に努められたい。

(6) 保守点検における施設の不良内容への対応について

【麻布地区総合支所 管理課】

飯倉保育園の室内遊具は、はしご部分・階段部分の隙間に関して、保守点検の結果、「異常があり、修繕又は対策が必要で修繕完了まで使用不可、場合により使用可」の箇所があった。園は、点検者の意見を踏まえ、使用する場合には、保育士の付き添いにより使用することとしていた。

園児の安全確保は極めて重要であり、遊具を保育士付き添いにより使用するのではなく、必要な修繕を行うなどにより基準に適合するものに改め、万全な事故防止策を講じられたい。

(7) 効果的な日常点検の実施について

【麻布地区総合支所 協働推進課】

「街路灯維持工事（建替）」に関しては、件名、契約日（平成25年7月26日）、施工日（平成25年7月31日）、契約事業者が同一の2件の契約を行っている（金額は、どちらも777,000円）。

これは、職員による日常点検により当該街路灯に著しい損傷が発見され、緊急で当該4か所の街路灯を建替える必要が生じ、契約手続きを進めたものと理解しているが、まちの安全・安心を確保するため、日常点検の方法を見直し、一層きめ細かい街路灯維持管理に努められたい。

(8) 臨時職員の任用手続きについて

【みなと保健所 生活衛生課】

平成25年4月1日から9月30日まで任用発令し、その後平成26年3月31日まで延長されていた臨時職員の任用（更新）において、人事課への協議書類は「更新」とすべきところが「任用」となっていた。

さらに6か月を超える任用になるので更新時の任用通知書に労働条件として有給休暇取得と日数に係る記載をすべきところが、記載されていなかった。

臨時職員の任用に際しては、適正な事務処理を行うとともに、労働条件等を明示するよう徹底されたい。